

受講
無料

人事労務担当者と管理者のための 改正育児・介護休業法への各種対策について

2025年4月1日より一部を除いて施行される「改正育児・介護休業法」ですが、
 (1) 柔軟な働き方を実現するための措置など事業主の義務へ、(2) 所定外労働の制限対象が拡大、(3) 育児のためのテレワークの導入が努力義務化、(4) 子の看護休暇の見直し、(5) 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務へ、(6) 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大、(7) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備の措置が事業主の義務へ……など多くの改正事項がございます。

本セミナーでは改正内容の理解と、自社での対策方法について解説いたします。

プログラム

- 【1】 改正育児・介護休業法とは
- 【2】 各項目の解説と注意点
- 【3】 企業での対策方法について
- 【4】 導入時に注意すること
- 【5】 その他

日 程	1月27日(月) 14:00 ~ 15:30
会 場	アピセ・関 第一会議室 (関市平和通 7-5-1)
対 象	中濃支部 会員企業 他支部会員、会員企業の紹介による 非会員企業の方もご参加いただけます。
定 員	30名(申込先着順)
申込方法	本書をFAXまたは当協会HPよりお申込み下さい
申込締切	2025年1月17日(金)まで

※参加証は発行しません。当日、直接会場にお越しください。

【講師】

三宅社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 高木 万理子 氏

※当協会HP(右QRコード)
からもお申し込み可能です



<中濃支部> 2025/1/27 改正育児・介護休業法への各種対策セミナー 参加申込書

下記に必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。

FAX 岐阜県経営者協会 行 058-266-1153

会社名			TEL	—	—
			FAX	—	—
参加者名	(所属・役職)	(氏名)	E-mail		
	(所属・役職)	(氏名)	E-mail		

※本申込書にご記入いただいた個人情報、当セミナー運営にかかる事項以外の用途には使用いたしません。

※ご不明な点等は事務局(担当:青井)までお問合せください。